一項、第十七条の二の二第一項の表の第三号の第五欄、第十八条第一項、第二十五条の二の二第一項の表の第三号の第五欄又は第二十六条第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「新産業創出等推進事業施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第八十五条の二第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象新産業創出認定事業者」という。）について、福島県が、当該新産業創出等推進事業施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該新産業創出等推進事業施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二　不動産取得税　対象新産業創出認定事業者について、当該新産業創出等推進事業施設等である家屋及びその敷地である土地の取得（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

三　固定資産税　対象新産業創出認定事業者について、当該新産業創出等推進事業施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

（第一条第一号の当該企業立地施設等に係る所得又は収入金額の計算方法等）

第五条　第一条第一号の当該企業立地施設等に係るものとして計算した額、第二条第一号の当該復興再生施設等に係るものとして計算した額、第三条第一号の当該特定事業活動施設等に係るものとして計算した額及び第四条第一号の当該新産業創出等推進事業施設等に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

一　電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

算式

$$\frac{A \times B}{C}$$

算式の符号

A　福島県において当該対象認定事業者、当該対象確認事業者、当該対象指定事業者又は当該対象新産業創出認定事業者（以下この条において「当該対象認定事業者等」という。）に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額

B　当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち企業立地施設等、復興再生施設等、特定事業活動施設等又は新産業創出等推進事業施設等（以下この条において「対象施設等」という。）に係る固定資産の価額

C　当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が福島県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額

［1・3　略］

［2　略］

（第一条第一号の当該企業立地施設等に係る所得又は収入金額の計算方法等）

第三条　第一条第一号の当該企業立地施設等に係るものとして計算した額及び第二条第一号の当該復興再生施設等に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

一　電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

算式

$$\frac{A \times B}{C}$$

算式の符号

A　福島県において当該対象認定事業者又は当該対象確認事業者（以下この条において「当該対象認定事業者等」という。）に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額

B　当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち企業立地施設等又は復興再生施設等（以下この条において「対象施設等」という。）に係る固定資産の価額

C　当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が福島県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額

［1・3　同上］

［2　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。